

緑区マスコットキャラクター「緑太郎」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑区のPRを図るため、緑区マスコットキャラクター「緑太郎」(以下「マスコット」という。第6条第1項第1号を除く。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) さいたま市又は緑区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する場合
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と区長が認めた場合

(使用手続)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用する場合には、あらかじめマスコット使用承諾申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、区長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承諾する。

3 区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはマスコット使用承諾通知書(様式第2号)を、当該承諾をしなかったときはマスコット使用不承諾通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(承諾内容の変更)

第4条 マスコットの使用承諾を受けた者(以下「受諾者」という。)が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書(様式第4号)を区長に提出し、変更承諾を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用変更を承諾する。

3 区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはマスコット使用変更承諾通知書(様式第5号)を、当該承諾をしなかったときはマスコット使用変更不承諾通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用の終了)

第5条 受諾者は、承諾された内容に関して、使用を終了したときは速やかに、マスコット使用終了報告書(様式第7号)を区長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 緑区マスコットキャラクター緑太郎デザインマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定めるデザインを使用すること。

(2) マスコットの下に「緑区マスコットキャラクター緑太郎」又は「©緑区」と記すこと(別記参照)。ただし、区長が認めた場合は、この限りではない。

(3) マスコットの立体や動画などマニュアルにないデザインを使用する場合は、事前に協議すること。

(4) 承諾を受けた用途のみに使用すること。

2 区長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、マスコットの使用について条件を付することができる。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第9条 使用者(受諾者を除く。)が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、区長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第10条 受諾者が、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その承諾を取り消すことができる。

- (1) 第6条に定める事項を遵守しなかったとき
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

2 区長は、前項により、承諾を取り消された者に対して、マスコット使用承諾取消通知書(様式第8号)を速やかに交付しなければならない。

3 区長は、前項の規定により、承諾を取り消された者に損害が生じても、その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの取扱いに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記（第6条関係）



緑区マスコットキャラクター
緑太郎



©緑区